議案第１２８号

三次市いにしえの里設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市いにしえの里設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市いにしえの里設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第２２２号）の一部を次のように改正する。

第３条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

第５条から第７条までを削り、第８条を第５条とし、第９条を第６条とし、第１０条を第７条とする。

第１１条中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第４号中「前３号」を「前２号」に改め、同号を同条第３号とし、同条を第８条とする。

第１２条を第９条とし、第１３条を第１０条とし、第１４条を第１１条とする。

別表を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。